

研究学園小学校・中学校サポーターズ規約

■第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、「研究学園小学校・中学校サポーターズ」（略称：研学サポーターズという）とする。

(所在地)

第2条 この会は、つくば市立研究学園小学校・研究学園中学校内に置く。

(目的)

第3条 この会は、保護者と教職員が協力し、かつ、地域と連携して、家庭・学校・社会における子供たちの健やかな成長を図ることを目指し、児童・生徒たちの学校生活全般を支援することを目的とする。

(活動)

第4条 この会は、前述の目的を達成するために、学校・家庭教育の理解・振興、校外の生活指導、学校と家庭との連携及び構成員相互の親睦、地域の教育環境の改善・充実に向けた活動を行う。

■第2章 構成員の条件

(構成員)

第5条 この会の構成員は、つくば市立研究学園小学校・研究学園中学校に在籍する児童・生徒の保護者またはこれに代わる者、教職員及びこの会の趣旨に賛同する者とする。

2 この会の趣旨に賛同する者の活動参加は、役員会が決定する。

(費用)

第6条 この会の運営費用は、構成員を対象に学校によって徴収される活動協力金によって賄う。

2 活動協力金は趣旨に賛同する構成員によって賄う。

3 活動協力金の金額は、総会の決議によって定める。

■第3章 役員及び役員会

(役員)

第7条 この会には次の役員を置く。

代表：3名、副代表：5名以内、会計：数名

2 役員は、会計監査人を兼務することができない。

(選任)

第8条 設立時の事務局は、つくば市立研究学園小学校・研究学園中学校支援組織発起人とし、総会に役員選任に関する議案を提出する。

第9条 役員は総会にて選任する。

2 総会に提出する役員選任に関する議案の内容は、役員会が決定する。

(任期)

第10条 役員の任期は基本2年とするが、変更も可能とする。

ただし、その際は役員会での承認を要する。

2 役員は再任されることができる。

(代表)

第 11 条 代表は、次の職務を行う。

- (1) 総会及び役員会を招集する。
- (2) 総会及び役員会の結果について、構成員への通達を行う。

(副代表)

第 12 条 副代表は、代表を補佐し、代表に事故がある時は、役員会において、予め定めた手順に従い、その職務を代行する。

(役員会)

第 13 条 役員会は、全ての役員で組織する。

2 役員会は、この規約に別に定める他、次に掲げる職務を行う。

- (1) この会の業務執行の決定
- (2) 役員の職務の執行の監督
- (3) 総会に提出する議案の決定

(役員会の招集)

第 14 条 役員会は代表が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、代表以外の役員は代表に対して、役員会の目的である事項を示して、役員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があった後、遅延なく役員会が招集されない時は、その請求をした役員は、自ら役員会を招集することができる。

(役員会の決議)

第 15 条 役員会の決議は、役員の過半数が出席し、出席者の過半数をもって行う。

■第 4 章 会計監査

(会計監査人)

第 16 条 この会の経理を監査するため、会計監査人を 2 人置く。

(選任)

第 17 条 会計監査人は、総会において選任する。

- 2 第 9 条第 2 項の規定は、会計監査人について準用する。

(任期)

第 18 条 会計監査人の任期は 1～2 年とする。

(職務)

第 19 条 会計監査人は、必要に応じて、随時、会計監査を行うことができる。

■第 5 章 総会

(総会)

第 20 条 総会は、全構成員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

(総会の招集)

第 21 条 総会は、代表が招集する。

- 2 構成員の 5 分の 1 以上の者で、代表に対して、会議の目的である事項を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 前項の場合において、遅滞なく総会が招集されないときは、その請求をした構成員は、自ら総会を招集することができる。

(総会の決議)

第 2 2 条 総会の決議は、構成員の過半数が参加（委任状による参加含む）し、参加者の過半数をもって行う。

■第 6 章 会計

(経費)

第 2 3 条 この会の活動に要する経費は、活動協力金、寄付金及びその他の収入によって支弁される。

(予算)

第 2 4 条 この会の会計は、総会の承認を得た予算に基づいて行われる。

(決算)

第 2 5 条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

(会計年度)

第 2 6 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

■第 7 章 雑則

(細則)

第 2 7 条 この会の運営に関して、必要な細則は、この規約に違反しない限りにおいて、役員会の決議によって、定める。

2 役員会は、細則を制定または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

(規約の変更)

第 2 8 条 この規約は、総会の決議によって、変更することができる。

2 前項の決議は、構成員の過半数が参加（委任状による参加者を含む）し、参加者の 3 分の 2 以上をもって行わなければならない。

(設立年月日)

第 2 9 条 本会の設立年月日は、2023 年 5 月 8 日とする。

■附則

(施行期日)

この規約は、2023 年 5 月 8 日から施行する。

この規約変更は、2025 年 5 月 8 日から施行する。

(この規約の失効)

この規約は、つくば市の学校設置条例に基づく研究学園小学校・中学校が閉校または統合された日に、その効力を失う。

研究学園小学校・中学校サポーターズ細則

(目的)

第 1 条 この細則は、研究学園小学校・中学校サポーターズ規約(以下「規約」という)の委任に基づく事項その他規約の施行に必要な事項を定めることを目的とする。

(幹事サポーター)

第 2 条 この会は、児童・生徒たちの学校生活全般を支援する活動を行うため、幹事サポーターを募集することができる。

2 幹事サポーターの選任及び活動内容は役員会にて決議する。

(旅費)

第 3 条 教職員以外の構成員が、この会の活動のために依頼を受けて出張したときは、当該構成員に対し、次の表のとおり旅費を支給する。教職員が出張した場合において、公費により旅費が支給されないときも同様とする。

学校からの距離	ガソリン代	駐車場代	高速料金	公共交通機関運賃
50 k m未満	500 円	実 費		
50 k m以上	1,000 円			

(慶弔)

第 4 条 この会の構成員、児童または生徒に次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定める慶弔給付を行う。

- (1) 構成員、児童または生徒が教育に関する特別な栄誉ある表彰を受けたとき 20,000 円以内で役員会が定める額の祝金
 - (2) 構成員、児童または生徒が死亡したとき 香典 10,000 円および 20,000 円以内で役員会が定める額の供花
 - (3) 教職員である構成員の転任または退職のとき 3,000 円以内で役員会が定める額の花束または記念品
- 2 前項の規定にかかわらず、天災地変等、特別な事情によるときは、役員会の決議により、給付を行い、または行わないことができる。

(事務委託)

第 5 条 この会は、目的達成に必要な範囲において、この会の事務の一部を研究学園小学校・中学校に委託することができる。

2 前項の場合、この会は、研究学園小学校・中学校との間で事務委託契約書を締結するとともに、適正な管理が行われるよう管理・監督する。

(細則の変更)

第 6 条 この細則は、役員会の決議によって、変更することができる。

附則

(施行期日)

この細則は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。

事務委託契約書

研究学園小学校・中学校サポーターズ（以下「甲」という）と、つくば市立研究学園小学校・中学校（以下「乙」という）とは、甲の事務に関して次のとおり事務委託契約を締結する。

（委任事項）

第1条 甲は乙に対し、甲の事務のうち下記の業務を委任し、乙はこれを受諾する。

- (1) 活動協力金の集金
- (2) 印鑑、預金通帳の保管・管理
- (3) 広報誌、各種関連文書等の配布作業
- (4) 組織への提出物の回収・保管
- (5) その他、甲乙協議の上で必要な業務

2 前項各号に明記されていないもので必要が生じた事項については、甲乙協議の上定める。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第2条 乙は、第三者に対し委任契約の一部若しくは全部を委任し、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、又はこの契約上の地位を承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（報酬）

第3条 この事務委託契約に関し、乙は、甲に対して名目の如何を問わずいかなる報酬も求めない。

（秘密の保持等）

第4条 乙は、委任契約上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、乙は、保管・管理する書類等を他人に閲覧、書写又は譲渡してはならない。ただし、法令に特別の定めがあるとき、甲の承諾を得たときはこの限りでない。

（契約期間）

第5条 本契約の期間は、当年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲または乙から書面等による解約の申し出がないときは、本契約と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。なお、甲、乙において、1か月前に相手方に書面にて通知する事により、本契約を解除する事ができるものとする。

2 前項の期間終了または契約が解除された後は、乙は、この契約に基づき保管する書類等を甲の指示に従い、甲に返還又は廃棄しなければならない。

（補足）

第6条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和7年〇〇月〇〇日

委任者（甲） 研究学園小学校・中学校サポーターズ
代表 〇〇 〇〇 印

受任者（乙） つくば市立研究学園小学校
校長 〇〇 〇〇 印
つくば市立研究学園中学校
校長 〇〇 〇〇 印

研究学園小学校・中学校サポーターズにおける個人情報取扱い細則

(目的)

- 第1条 研究学園小学校・中学校サポーターズが保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、役員名簿・構成員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

- 第2条 この会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、この会の活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

- 第3条 この会における個人情報データベースの管理者は、この会の代表とする。

(取扱者)

- 第4条 この会における個人情報データベース取扱者は、この会の役員とする。

(秘密保持義務)

- 第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

- 第6条 この会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(周知)

- 第7条 個人情報取扱いの方法は、総会資料や広報誌等で構成員に周知する。

(利用)

- 第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。
- (1)活動協力金の集金業務、管理業務
 - (2)その他の文書の送付
 - (3)役員・会計監査人・幹事サポーター・構成員等の名簿の作成
 - (4)役員等の選任活動
 - (5)広報誌、会報誌、ホームページへの掲載

(利用目的による制限)

- 第9条 この会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

- 第10条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

- 第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

2 必要に応じ、安全対策のための内規を設ける。

(第三者提供の制限)

- 第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合

(3)公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合

(4)国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 13 条 この会は、個人情報を第三者（第 12 条第 1 号から第 4 号の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

(1)第三者の氏名

(2)提供する対象者の氏名

(3)提供する情報の項目

(4)対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 14 条 第三者（第 12 条第 1 号から第 4 号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

(1)第三者の氏名

(2)第三者が個人情報を取得した経緯

(3)提供を受ける対象者の氏名

(4)提供を受ける情報の項目

(5)対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報の開示)

第 15 条 この会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第 16 条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第 17 条 この会は、取扱者・構成員に対して、個人データの取扱いに関する留意事項について、定期的に研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第 18 条 この会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(細則の変更)

第 19 条 この細則は、役員会の決議によって、変更することができる。

附則

この細則は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。